

議第13号議案

県水道料金20%引き上げ試算を見直し、料金引き上げを回避することを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月21日提出

提出者	新座市議会議員	小野由美子
賛成者	//	笠原 進
	//	高邑 朋矢
	//	石島 陽子
	//	嶋田 好枝
	//	黒田 実樹
	//	小野 大輔

提 案 理 由

県水道料金20%引き上げ試算を見直して、県水道料金が引き上げにならないようにするため、この案を提出する。

県水道料金20%引き上げ試算を見直し、料金引き上げを回避することを求める意見書

埼玉県は「企業局経営5か年計画」（令和4年度～令和8年度）において、今後15年間のシミュレーションを3ケース公表している。

第1のケースは、県水道料金を現行に据え置くもので、令和10年度から純損益が赤字に転落するものと試算されている。第2のケースは、県水道料金を令和10年度から20%引き上げると設定し、純損益が改善するというもので、第3のケースは、料金を令和6年度10%、令和10年度さらに10%と2段階で引き上げることによって、大幅に純損益が改善されるというものである。いずれのケースも県水道料金引き上げ以外の選択肢が示されず、県民世論を引き上げへ誘導するものである。

物価高騰が県民の生活を直撃し、市町村ではすでに水道料金の引き上げも各地で行われている。生存と日常生活に最低限必要な水道水の安定供給に大きな役割を担っている県営水道料金の引き上げはなんとしても避けるべきである。

県水道用水供給事業の経営難の要因は、治水上も利水上も必要性が低い八ッ場ダム等の建設や高度浄水化などの過剰な設備投資による減価償却費の増加にある。短絡的に県水道料金引き上げに走るなら末端価格の高騰を招き、さらなる節水によって水需要が減るという経営上悪循環に陥ることは必至である。

よって埼玉県においては、県水道料金引き上げありきの試算を見直し、料金引き上げを回避するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

埼玉県新座市議会

埼玉県知事 様

埼玉県公営企業管理者 様